

## 議案第10号

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年 2月15日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市病院局企業職員定数条例（平成16年川崎市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1, 201人」を「1, 276人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市立病院における救急医療等及び看護の体制の充実強化を目的として、これらに必要な職員を配置するため、この条例を制定するものである。